

# 令和7年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）実施要綱

## 1. 目的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどから、身体拘束や行動制限などが必要となる場合もあり、虐待につながる可能性も懸念され、現状は事業所において受入れが消極的となっているところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を実施することとします。

## 2. 実施主体 和歌山県

## 3. 実施日及び会場

| グループ | 実 施 日 程      | 会 場                                    |
|------|--------------|----------------------------------------|
| ①    | 令和7年12月2日（火） | 和歌山市立北コミュニティセンター<br>（和歌山市直川 326 番地の 7） |
| ②    | 令和7年12月3日（水） | 県立情報交流センタービッグU<br>（田辺市新庄町 3353-9）      |

※グループの振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねます。

なお、申込状況により1回のみの開催となる場合もありますので、ご了承ください。

## 4. 受講対象者

要件①～③のすべてを満たす者

＜要件＞

- ① 上記日程に実施するカリキュラムに出席可能な者
- ② 県内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人等に所属している者または県内在住者のうち、所属する法人等から推薦を得られる者
- ③ 次の区分ア～エのうち、いずれかに該当する者

＜区分＞

ア 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園等が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者養成研修を修了した者

（のぞみの園以外では、(特)全国地域生活支援ネットワークが開催した研修も対象）

イ 和歌山県行動障害支援者養成研修（連続研修）又は和歌山県強度行動障害支援施設・職員養成研修（連続研修）を受講した者

ウ 平成28、29、30年度、令和元年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）プレ研修を受講した者

エ 上記以外で、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に現在若

しくは今後従事する予定の者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者

5. 受講定員 100名

※申込多数の場合は、選考により受講者を決定します。

6. 研修内容 別添カリキュラムのとおり

※カリキュラムの時間及び内容については、都合により変更となる場合があります。

7. 受講料 無料

※参加にかかる旅費・滞在費は、受講者の負担となります。

また、昼食等は各自で対応願います。

8. 受講申込方法及び申込先（問い合わせ先）

所属法人等において、受講推薦書の必要事項を記入の上、下記 URL のフォームから提出してください。

<https://logoform.jp/form/WEVN/1246689>



<注意事項>

- 受講推薦フォームに記載された受講者の氏名、生年月日については修了証書に記載しますので、住民票上の氏名を正しい書体で記載するとともに、誤字・脱字のないようにお願いします。都合により、別の氏名を使用している場合は、その旨連絡をお願いします。
- 受講推薦フォームには、必要事項をすべて記載してください。不備がある場合は受け付けすることはできません。

**【申込先（問い合わせ先）】**

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課（担当：東使）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話：073-441-2533 F A X：073-432-5567

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

**【申込〆切】**

令和7年10月31日（金）

※申込期限を厳守してください（期間外のものを受け付けません）

9. 受講決定

- ・受講の可否については令和7年11月上旬頃に決定し、所属法人等を通じて申込者全員に通知する予定です。

- ・申込多数の場合は、受講推薦書における事業種別、優先順位、研修受講状況等から総合的に勘案し、受講者を選考し、決定します。
- ・複数名の推薦を行う法人等につきましては、受講推薦書の優先順位欄に順位を記入してください。

## 1 0. 研修資料

**研修で使用するテキスト等については、受講決定後、和歌山県障害福祉課ホームページに掲載するので、必ず印刷した上で、ご持参ください。当日の配付は行いません。**

## 1 1. 修了証書の交付

全課程を修了した者には、氏名及び生年月日を記載した修了証書を交付するとともに、和歌山県において修了者名簿を作成し管理します。

## 1 2. 研修受講にあたっての注意事項

- (1) 次の項目に該当する受講者には修了書を交付いたしません。
  - ・ 申込内容に虚偽があった場合
  - ・ 欠席、遅刻または早退した場合
- (2) 次の項目に該当する受講者には指導を行い、改善が認められない場合は、修了証書を交付しないことがあります。
  - ・ 私語、居眠り、携帯電話の使用など著しく受講態度が悪く、修了について講師の同意を得られない場合
  - ・ その他主催者が授与不相当と判断した場合。
- (3) 駐車場には限りがありますので、会場にご来場の際は、乗り合わせまたは公共交通機関を利用してお越しください。
- (4) 研修当日、公共交通機関（電車等）で事故等が生じたことにより運航停止となる等の事情により、研修開始時刻までに会場に到達することが困難な場合は、直ちに和歌山県障害福祉課まで連絡してください。また、公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類（公共交通機関が発行する遅延証明書等）の交付を受けてください。※この場合以外の遅刻は認められません。
- (5) 警報や注意報が発表された場合でも原則研修を実施します。警報や注意報が発表されている場合は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。
- (6) 変更・中止の場合のみ、研修前日の15時までに判断を行い、和歌山県障害福祉課ホームページ等にてお知らせする予定です。
- (7) 研修当日は、出席確認のため、出席簿に押印またはサインをしていただきますので、ご了承ください。
- (8) 研修受講決定後の受講者の変更は応じかねますので、ご了承ください。
- (9) 研修受講にあたっての不明な点は上記8「問い合わせ先」まで照会してください。

## 1 3. 個人情報の取扱について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用い

ることとし、それ以外の目的には使用いたしません。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合がありますのでご了承ください。